

つながり

2025

発行

佐野市議会議員 長浜なるひと

佐野市閑馬町2109

MAIL:nagahamanaruhito@gmail.com

http://nagahamanaruhito.com/



【ごあいさつ】

「つながり第5号」を手にとっていただき、誠にありがとうございます。

今回は佐野市における指定管理者の問題について、多くの市民の皆さまと情報共有をさせていただきたく、特集という形でまとめました。

また、私のホームページを一新し、新しいことをやってみよう！！ということでYouTubeチャンネル「なるちゃんねる」を開設しましたので、ぜひそちらもご覧ください。

皆さま方にとりまして、この「つながり」が佐野市の未来を考える一助になれば幸いです。

(※令和7年2月20日時点での情報等をもとに作成しています)

【佐野市の取り組み（一例）】

佐野市役所前の「市民広場駐車場」の利用方法が1月6日(月)から変更になりました。今までは平日夜間(22時～翌8時15分)は閉鎖していましたが、終日利用が可能となりました。入庫後3時間は無料、以降1時間毎に110円(税込)、市役所利用で3時間を超えた場合は認証機の処理により無料になります。詳細は、佐野市ホームページなどをご確認ください。



※駐車場ゲートの写真

【令和7年度の佐野市の予算（一般会計）】

令和7年度の一般会計の予算(案)は、666億8,000万円となり、対前年度比78億4,000万円(13.3%)の増となり、過去最大の予算規模となっています。佐野市は大きな特色として「大規模施設整備事業の実施」、「国際化に向けた取組の本格化」、「防災力の強化」、「子育て支援と少子化対策の拡充」を掲げています。2月14日(金)から3月12日(水)の日程で開催される令和7年第2回定例会(2月定例会)での予算審査特別委員会にて来年度予算(案)の審査を行います。この「つながり」が皆さまの手元に届くタイミングによりますが、市民の皆さまに寄り添った予算であるかどうか、将来を見据えた予算であるかどうかという観点で歳入・歳出の両面にわたり、しっかりとチェックしていきますので、関心を寄せていただければ幸いです。

【プロフィール】

平成3年4月3生まれ(33歳)、佐野市閑馬町出身、日本大学文理学部卒、JR北海道、参議院議員和田政宗秘書など。令和3年佐野市議会議員選挙にて3,332票を賜り、初当選。経済文教常任委員会副委員長、指定管理者制度の在り方調査特別委員会委員など。

【佐野市における指定管理者の問題とは・・・】

2企業からなる共同事業体「極東エージェックパートナーズ」が佐野市運動公園等の指定管理者として令和4年4月から担当していましたが、令和5年10月にその1つである「(株)極東体育施設」が破産し、指定管理者の指定取消となりました(佐野市において初めての出来事)。

指定管理者制度は平成15年の地方自治法の改正により創設された制度であり、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的としています。佐野市でもあらゆるところで導入され、現在に至っています。

当該指定管理者は、佐野市議会の令和3年12月定例会にて賛成全員で可決されています。結果的に指定管理者の共同事業体を構成する「(株)極東体育施設」の破産によって指定管理者の指定取消に至ってしまったことは、当時、賛成した立場として大変重く受け止め、二度と同じようなことを起こしてはならないという固い決意のもと、令和5年12月定例会にて賛成多数(長浜は賛成)によって「指定管理者制度の在り方調査特別委員会」が設置されました(地方自治法第98条第1項に基づく「検査権」)。私は会派の代表として全委員会(9回開催)に出席し、関係書類の検査を行ってきましたが、指定管理者制度における疑義の解明に向けて、設置根拠となっている地方自治法第98条第1項の範囲内では限界を感じ、加えて、これでは市民の皆さまへの説明責任は果たせないと考えました。そのような中で昨年の12月定例会にて地方自治法第100条に基づく「調査権」を同委員会に委任する決議案が提出され、賛成多数(長浜は賛成討論を行う)で可決し、真相を解明するための百条委員会の設置が決まりました。

【指定管理者制度における疑義の解明に向けた調査とは・・・】

先に述べましたように地方自治法第98条第1項に基づく検査権(基本的に関係書類の検査のみ)ではその解明は難しいことから、同法第100条に基づく調査権(百条調査権)により疑義の解明を行っていくことになりました。内容としては、指定管理者の「募集」並びに「選定」の過程における疑義の調査とし、関係者の証言を求めることになりました。

調査事項は、

- (1) 募集要項の変更における疑義について
- (2) 選定過程における疑義について
- (3) 市長と当該事業者との関係性に関する疑義についてとなります。



※12月定例会決議案賛成討論の様子

※裏面もご覧ください。